

岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付実施要綱（商工業者向け）

（趣旨）

第1条 資源・エネルギー価格高騰等の影響により、エネルギー経費が増大し、経営に大きな影響を受けている市内中小・小規模事業者の負担軽減を図るため、予算の範囲内において岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、必要な事項をこの要綱に定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小・小規模事業者 別表1のとおり
- （2）商工団体 前条の目的を達するために支援金の支給を行う、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会及び岡山商工会議所をいう。
- （3）商工団体の長 岡山北商工会会長、岡山西商工会会長、岡山南商工会会長、赤磐商工会会長及び岡山商工会議所会頭をいう。

（支給対象者）

第3条 支給対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小・小規模事業者とする。

- （1）主たる事業所（※）が岡山市内にある者

※法人の場合：

登記上の「本店」又は法人が「本社」として位置付けている店舗

個人事業主の場合：

本社として位置付けている事業所（店舗等）

- （2）令和4年1月～8月のうち任意の2か月間に岡山市内の事業所で使用したエネルギー経費の合計額（以下、「支援対象経費」という。）が25万円以上であること。
- （3）今後も事業を継続する意思があること。
- （4）別表3の支援対象外の経費に該当しないこと。
- （5）以下のアからエに掲げる「支援金の支給を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しないこと。

ア 法人または個人事業主（以下、「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(支援対象経費)

第4条 支援対象経費は、支援金の支給額の算定に当たって対象となる経費であり、別表2に記載のもので商工団体が必要かつ適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表3のいずれかに該当する経費は支援対象経費としない。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、支援対象経費の20%以内(千円未満切捨て)とし、以下の範囲内で決定する。

法人：100万円(上限)～5万円(下限)

個人事業主：20万円(上限)～5万円(下限)

(支給の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、URL：<https://energy.okayama-shinsei.jp/>より次の各号に定める書類を添えてオンラインによる申請を行う。

(1) 対象月のエネルギー経費が確認できる書類(領収書、税理士が確認した経費一覧(様式第1号)等)

(2) 直近の確定申告書・決算書(收受印のあるもの又はe-Taxの場合は受信通知)

(3) 振込口座の写し(通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)

(4) 本人確認書類の写し(個人事業主の場合)

2 前項の申請受付期間は令和4年10月21日から令和4年12月23日までとする。

(支援金の申請の制限)

第7条 支援金の申請回数は同一の事業者について1回限りとする。

(支給決定及び額の確定並びに支援金の支給)

第8条 商工団体の長は、第6条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは支援金の支給の決定及び額の確定を行い、申請者に対し支援金支給決定兼支給額確定通知書(様式第2号)により通知し、支援金を支給するものとする。

2 商工団体の長は、前項の審査の結果、支給することが不相当と決定したときは、支援金不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 商工団体の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給決定の全部もしくは一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき

(2) 第3条に規定する支給対象者の要件に該当しないとき

(3) 支援金の支給に付した条件に違反したとき、又は本要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき

2 商工団体の長は、前項の取消しをした場合において、既に当該支援金が支給されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 商工団体の長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算出した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の納付を命ずることができる。

- 4 第2項の規定による支援金の返還及び前項の規定による加算金の納付期限は、当該返還及び納付の命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年3%の割合で算出した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を徴するものとする。
- 5 商工団体は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(支援金の経理等)

第10条 支給対象者は、支援対象経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 支給対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を本支援金受領の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、商工団体の長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

別表 1

本支援金制度における中小・小規模事業者の定義

支給対象となりうる者	支給対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ○会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合） ○個人事業主（商工業者であること） ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 <ul style="list-style-type: none"> (1)法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること (2)認定特定非営利活動法人でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人 ○協同組合等の組合 ○任意団体等 ○宗教上の組織又は団体、政治団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者 ○本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして市長が認める事業者 ○※1 医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師、歯科医師、助産師 ○※2 個人農林漁業者及び農事組合法人

※1)についてはエネルギー価格高騰緊急対策支援金(医療法人等向け)で、※2)については同支援金(農林漁業者向け)の対象となります。

中小・小規模事業者（下記のいずれかを満たすこと）

業種分類表	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑦以外）	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業（⑥⑦以外）	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

※代表者、役員、パートを除く

別表 2

支援対象経費（支援対象のエネルギー経費（税込み））

区分	補足
① ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市内の事業所で事業用に供したものであること。 ・エネルギー経費であるガソリンや軽油等の燃料代に関しては、本支援金申請者が「危険物の規制に関する政令」における「給油取扱所等」から直接購入したもののみが対象。 ・原則、領収書や振込明細等の宛名と、オンライン申請サイトで入力した「申請者名（会社名／個人名／屋号）」、「代表者名」のいずれかが一致していること。（第6条関係）
② 重油	
③ 軽油	
④ 灯油	
⑤ 都市ガス	
⑥ プロパンガス	
⑦ 電気	
⑧ その他 ※事業用の車輛・機械等を動かすための燃料に限る。 （例：バイオディーゼル燃料，自動車用水素燃料）	

別表 3

支援対象外経費 ※次にあげる経費は支援の対象の経費になりません。

<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市外の事業所で使用したエネルギー経費 ・事業用に供したエネルギー経費以外の経費 ・販売目的に仕入れた燃料等（ガソリン，重油，軽油，灯油，都市ガス，プロパンガス，電気）や，製品を製造するための原材料として仕入れた燃料等 ・混合油，エンジンオイル，カセットボンベ，添加剤等 ・グループ企業や関連会社，自社の役員や社員等に対して支払ったもの ・手形払等で支払い実績を確認できないもの ・他の取引と混在した支払いであって明細等で当該経費が判別できないもの ・領収書，振込データ，通帳，税理士が確認した経費一覧等，支払いが確認できる書類が提出できないもの ・その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められるもの

(様式第1号)

エネルギー経費(月別使用額)明細書
(岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金用)

税理士確認書

1. 事業者情報

事業所名 (屋号等)	フリガナ	法人番号(13桁)									
代表者名											
主たる事業所の所在地	〒	岡山市	区								

2. エネルギー経費

令和4年1月～8月のうち任意の月(2カ月分)のエネルギー経費(税込)をそれぞれ記入してください。

- 【注意】・市内の事業所で事業用に使用したエネルギー経費のみ記入してください。
- ・市外の支店等のエネルギー経費や、事業用以外のエネルギー経費(家事用等)は、対象外です。
 - ・エネルギー経費であるガソリンや軽油等の燃料代に関しては、本支援金申請者が「危険物の規制に関する政令」における「給油取扱所等」から直接購入したもののみが対象です。
 - ・販売目的に仕入れた燃料等(ガソリン、重油、軽油、灯油、都市ガス、プロパンガス、電気)や、製品を製造するための原材料として仕入れた燃料等は対象外です。
 - ・混合油、エンジンオイル、カセットボンベ、添加剤等は対象外です

	令和4年()月分	令和4年()月分
ガソリン	円	円
重油	円	円
軽油	円	円
灯油	円	円
都市ガス	円	円
プロパンガス	円	円
電気	円	円
その他() ※事業用の車輛・機械等を動かすための燃料に限る。 (例: バイオディーゼル燃料、自動車用酸素燃料)	円	円
小計	円・・・①	円・・・②
合計 (必須条件: 25万円以上であること。)	円・・・①+②	

- ※ 令和4年1月～8月のうち任意の2か月間に市内の事業所で事業用に使用したガソリン、重油、軽油、灯油、都市ガス、プロパンガス、電気料金等の領収書等をもとに記載してください。
- ※ すべてのエネルギー経費について、発生主義や現金主義等の統一的な会計基準に基づいて算定すれば、使用月での算定及び支払い月での算定のいずれも認めることとします。
【使用月での算定の例(発生主義): 7月に使用した電気代、ガス代、ガソリン代等を、8月中に支払った場合、7月分として算定】
【支払い月での算定の例(現金主義): 7月に使用した電気代、ガス代、ガソリン代等を、8月中に支払った場合、8月分として算定】
事業者の税務申告に基づき、各エネルギー経費を何月分の経費として計上しているのかご確認の上、記載してください。
- ※ 税理士がエネルギー経費の明細額を確認した場合、エネルギー経費の領収書等の添付又は提示は必要ありません。ただし、「エネルギー価格高騰緊急対策支援金」の申請期限から5年間、岡山商工会議所又は岡山市内各商工会から領収書等の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書等は各事業者が保管してください。

令和4年 月 日

上記のとおり、「1.事業者情報」に記載した事業者の「2.エネルギー経費」と領収書等とを確認しました。

税理士記載欄	所在地(住所)
	(税理士)法人名
	税理士名 ④
	電話番号

※税理士記載欄を税理士本人が自署した場合は、押印の必要はありません。

(様式第2号)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名) 様

(商工団体名)

(商工団体の長 役職・氏名)

(公 印 省 略)

支援金支給決定兼支給額確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金について、審査の結果支給額が確定しましたので、岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付実施要綱第8条第1項の規定に基づき通知します。

記

支援金支給確定額 円

支給条件

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合、既に支給した支援金については、返還していただきます。
 - (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
 - (2) 要綱第3条に規定する支援対象者の要件に該当しないとき
 - (3) 要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき
- 2 支援対象者は、支援対象経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。
- 3 支援対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を本支援金受領の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。
- 4 支援対象経費について現地調査を求められた際は、これに応じなければなりません。

(様式第3号)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名) 様

(商工団体名)

(商工団体の長 役職・氏名)

(公 印 省 略)

支援金不支給決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金については、審査の結果、支給しないことを決定しましたので、岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金交付実施要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。